令和９・１０年度　入札参加資格審査申請書提出要領
【建設工事】当初申請

広島県府中市

１．資格審査

府中市が令和９・１０年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を所定の期日までに提出してください。

２．申請書等の提出方法等

⑴　電子申請（注）

広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会による「令和９・１０年度建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」、府中市による「当提出要領」及び「作成上の注意事項」を参考に申請を行ってください。

提出方法	電子入札等システムにより申請し、指定した添付書類を入札参加資格システム、持参又は郵送等により提出してください。	
受付期間	電子申請	令和８年１１月２日（月） ～令和８年１１月２０日（金） ただし土・日・祝祭日を除く９時～１７時
	添付書類	令和８年１１月２日（月） ～令和８年１１月２７日（金） ただし土・日・祝祭日を除く９時～１７時
提　出　先	広島県へ提出する書類	〒７３０－８５１１ 広島県広島市中区基町１０－５２ 広島県土木建築局建設産業課　℡082-513-3821
	府中市へ提出する書類	〒７２６－８６０１ 広島県府中市府川町３１５ 府中市建設部監理課　℡0847-44-9163

（注）電子申請を行うには、広島県と県内市町が共同で運営する「電子入札等システム」の利用者登録の手続きが必要となります。

・詳細は下記ホームページで確認してください。

広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会ホームページ

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

⑵　書面申請

府中市による「当提出要領」及び「作成上の注意事項」を参考に申請を行ってください。

提出方法	申請書類等を持参により提出してください。
受付期間	令和８年１１月２日（月） ～令和８年１１月２０日（金） ただし土・日・祝祭日を除く９時～１７時
提 出 先	〒７２６－８６０１ 広島県府中市府川町３１５ 府中市建設部監理課　℡0847-44-9163

３．申請資格

次の各号に該当する者は入札参加資格審査を申請することはできません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

⑵　申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび･土工･コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受けていない者

⑶　申請しようとする業種について、建設業法第２７条の２３第１項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者

⑷　上記⑶で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび･土工･コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

⑸　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、府中市に納付すべき市税（延滞金を含む。）の滞納がある者（法人の場合は、代表者個人の市税も含む。）

⑹　国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

⑺　経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

⑻　プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび･土工･コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

⑼　次の①～③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）

①　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

②　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

③　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱により、府中市の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

４．入札参加資格の通知等

⑴　市内業者の認定について

令和９・１０年度において入札参加資格を認定した者のうち、次のいずれかに該当する場合は、市内業者として認定します。

①　本店（本社）所在地が府中市内であり、かつ次の全てを満たしていること。

・他の営業所に契約締結権限を委任していないこと。

・府中市内での営業実績が３年以上あること。

②　契約締結権限を有する営業所の所在地が府中市内であり、かつ次のすべてを満たしていること。

・その営業所に所属する従業員数が２０名以上であること。（従業員数の確認は、令和８年１１月１日時点において、府中市法人市民税課税台帳の記載内容によります。以下、同じ。）

・現在の本店（本社）所在地は府中市外であるが、府中市内において創業していること。

・その営業所の建物が、自社所有であること。

⑵　準市内業者の認定について

令和９・１０年度において入札参加資格を認定した者のうち、次のいずれかに該当する場合は、準市内業者として認定します。

ただし、上記⑴に定める市内業者である場合は除きます。

①　本店（本社）所在地が府中市内であり、かつ次のすべてを満たしていること。

・他の営業所に契約締結権限を委任していないこと。

・本店（本社）に所属する従業員数が１０名以上であること。
・府中市内での営業実績が、３年未満であること。

② 契約締結権限を有する営業所の所在地が府中市内であり、かつその営業所に所属する従業員数が１０名以上であること。

⑶ 市外業者の認定について

令和９・１０年度において入札参加資格を認定した者のうち、上記⑴に定める市内業者及び上記⑵に定める準市内業者でない場合は、市外業者として認定します。

⑷ 認定の通知について

① 市内業者及び準市内業者

申請者に個別に通知します。（電子申請システムおよび入札参加資格審査申請書に記入されたＥメールアドレスに送信します。）

② 市外業者

有資格者名簿を府中市ホームページに掲載することで通知とします。

⑸ 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和１０年度において再び資格の認定を受けることができません。また、令和１１年度以降についても、その取消しの日から２４か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

⑹ 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和１１年３月３１日まで有効です。ただし、この資格は、令和１１年度においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

⑺ 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事入札参加資格者名簿を作成し、府中市監理課及び府中市ホームページで公表します。

５．提出書類

⑴ 提出書類は、別表のとおりとします。様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。

⑵ 「9」、「13」、「14」、「15」、「21」「22」及び「23」の提出書類については、資格審査を申請する日の３か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

⑶　提出書類の中で「写し等」を提出する場合には、複写機による鮮明なものとし、Ｂ４版以上の書類等についてはＡ４版に縮小して提出してください。

⑷　書面申請において提出する書類は原則Ａ４版の書面とし、別表に記載の書類を上から順に重ね、クリップで留めて提出してください。（ファイル綴じ等は不要、ホッチキス留めはしないでください。）

６．その他

⑴　記載内容及び添付書類等に不備がある場合は申請書を受理できません。

⑵　提出期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。

⑶　入札参加資格審査申請書の提出後に申請内容に変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。

ただし、当初認定された格付等は、有効期間内において、原則変更しません。

⑷　入札参加資格の審査において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

別表

「○」は、提出を要するもの

「△」は、該当者のみ提出を要するもの

「－」は、提出が不要なもの

「※」は、電子入札等システムで別途定める様式により必要情報を入力するもの

番号	提出書類		電子申請		書面申請	備考
			広島県に送付	府中市に送付	府中市に送付	
1	送信完了兼受付票		○	○	－	電子申請者のみ
2	入札参加資格審査申請書（府中市様式第１号）		※	－	○	
3	建設業許可申請書（写し）		△	－	－	更新手続き中の場合のみ広島県に提出
4	営業所一覧表（府中市様式第２号）		※	△	△	委任のある場合
5	委任状（府中市様式第３号）		－	△	△	委任のある場合
6	専任技術者証明書（営業所技術者等証明書）又は専任技術者一覧表（営業所技術者等一覧表）の写し		－	○	○	委任がある場合は、委任先の営業所技術者が記載されたもの 建設業許可申請書又は変更届出書に添付した、専任技術者証明書（建設業法施行規則別記様式第８号）又は専任技術者一覧表（建設業法施行規則別記様式第１号別紙４）の写し（受任者の所属する営業所等の専任技術者が記載されたもの）
7	経営事項審査結果通知書（写し）		－	－	○	有効期限内で最新のもの
8	誓約書（府中市様式第４号）		－	○	○	
9	印鑑証明書（原本又は写し）		－	○	○	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの
10	技術職員名簿（府中市様式第５号）		－	△	△	市内に本店又は契約締結権限を有する営業所（支店等）がある場合
11	使用印鑑届（府中市様式第６号）		－	△	△	実印と異なる印鑑を契約や請求に使用する場合
12	振込口座登録依頼書（府中市様式第７号）		－	○	○	
13	府中市税完納証明書（原本）	法人又は個人経営	△	－	△	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの 府中市に納税義務がない場合は不要
		法人代表者個人	－	△	△	
14	消費税及び地方消費税の納税証明書（原本又は写し）		○ 電子納税証明書の	－	○	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの

		場合は電子データを添付			
15	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	－	△	※１ 申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの
16	ＩＳＯ１４００５準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	－	△	※１ 申請日時点で有効なものに限る。
17	ＣＣＵＳ関係書類 ・建設キャリアアップシステム(CCUS)にログイン後の「事業者情報」画面の写し ・技能者一覧表 ・登録技能労働者数が確認できる書類の写し	△	－	△	※１
18	障害者雇用状況報告書の写し等 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△	－	△	※１
19	広島県アダプトシステムの認定証の写し	－	－	△	※１
20	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録証の写し	－	－	△	※１
21	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△	－	△	※１ 申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの
22	協力雇用主登録証明書の写し	△	－	△	※１ 申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの
23	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	－	△	※１ 申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの
24	府中市で創業（法人設立）したことが確認できる証明書等（原本又は写し）	－	△	△	市内に契約締結権限を有する営業所（支店等）があるもののうち、市内業者の認定を希望する場合のみ必要 商業登記簿謄本、法人設立登記申請書、法人設立届出書等
25	営業所の建物が自社所有であることを確認できる証明書等（原本又は写し）	－	△	△	市内に契約締結権限を有する営業所（支店等）があるもののうち、市内業者の認定を希望する場合のみ必要 建物登記簿謄本又は固定資産公課証明（申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの）

26	府中市排水設備指定工事店登録証（写し）	－	△	△	登録証を有する場合
27	受付返信用封筒又はがき（切手貼付）（参考様式Ａ又はＢ）	－	－	△	書面申請かつ希望する場合（受付票は任意様式でも可）
28	地域貢献企業認定申請書	－	△	△	市内業者のうちで、認定を希望する者のみ提出すること。
29	府中市災害時応急対策活動等に関する基本協定締結希望申請書	－	△	△	※１ 市内業者のうちで、令和９・１０年度災害時応急対策活動時等に関する基本協定の締結を希望する者のみ提出すること。
30	除草業務（地域保全以外）の入札参加希望書	－	△	△	市内業者のうちで、希望する者のみ提出すること。

※１　府中市の発注者別評価項目です。「府中市が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る主観的事項に係る点数の算出方法について」を参照すること。